

## 免許法別表第7により専修免許状を取得する場合（特別支援学校教諭）

取得しようとする免許状		特別支援学校教諭専修免許状			
有することを必要とする免許状		特別支援学校教諭 一種免許状	盲学校教諭一種免許状	聾学校教諭一種免許状	養護学校教諭一種免許状
必要な在職年数		特別支援学校教諭として3年 (授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域を担当することが必要。)	特別支援学校教諭として3年 (授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域を担当することが必要。) ※盲学校での在職年数も含む。	特別支援学校教諭として3年 (授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域を担当することが必要。) ※聾学校での在職年数も含む。	特別支援学校教諭として3年 (授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域を担当することが必要。) ※養護学校での在職年数も含む。
有することを必要とする免許状を取得した後に修得すべき科目	特別支援教育に関する科目	15単位	15単位	15単位	15単位

※ 特別支援学校教諭専修免許状を取得する場合、授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域を有している特別支援学校教諭一種免許状又は盲・聾・養護学校教諭一種免許状を所持している必要があります。

### 修得すべき単位について

原則、取得する特別支援学校教諭専修免許状の認定課程(授与を受けようとする特別支援教育領域を有する。)を有する大学院の課程、大学の専攻科の課程、認定講習又は公開講座等で修得したものであること。

単位の修得時期は、有することを必要とする一種免許状を取得した後であること。

### 在職年数について

必要な在職年数は、一種免許状取得後、当該一種免許状に定められた特別支援教育領域、かつ、授与を受けようとする免許状に定められる特別支援教育領域を担当し、所定の期間を良好な成績で勤務すること。

非常勤講師の期間の在職年数の算定は、実際の在職年数の二分の一とする(東京都における任用の場合、期限付任用、産育休代替での勤務は常勤とする。)

※ 学校教育法上の「教員」「教諭」「講師」等としての任用であるか不明の場合、必ず雇用先に確認してください。任用形態について、免許担当では確認できません。